

チェルノブイリ裁判について (翻訳を読んでいただくための予備知識として)

2011年3月18日 熊取
平野 進一郎

「チェルノブイリ裁判」の概要

チェルノブイリ原発事故 1986年4月26日発生

期間:1987年7月7日～同7月29日 正味18日間

(起訴状朗読から判決まで、3週間のスピード裁判)

開廷時間:11時から19時

法廷開催地:

ソ連・ウクライナ共和国キエフ州チェルノブイリ市文化会館

チェルノブイリ市は、発電所から12kmに位置する(発電所は、プリピャチ市)

・なぜキエフ(ウクライナ首都)でも、モスクワ(ソ連首都)でもないのか?

□当時のソ連の法律では、「犯罪現場」に最も近い場所で法廷が開かれるよう定められていた。

事故後チェルノブイリ市民はすでに避難しており、市内に入るには通行許可が必要とされていた。裁判は形式上「公開」されていたが、関係者以外市内には入れなかったため、事実上「非公開」。

事故後法廷の開廷までに市内の除染作業が繰り返され、市街の建物の化粧直し、道路の再舗装が行われた。法廷開催会場の建物は、修理の上、窓には鉄格子が備えられ準備が整えられた。

傍聴人:ソ連と外国(東側諸国)のジャーナリスト、チェルノブイリ原発職員、30km圏(退避ゾーン)住民など

報道:初日と最終日の一部のみ取材・報道許可(起訴状の朗読と判決部分)

□実際の審理の傍聴はごく一部の市民に限定

法廷に招致された参考人:証人40名、被災者9名、負傷者2名

出席者(第1回):

裁判団長 - ライモンド・ブリーゼ、ソ連邦最高裁判所判事

人民参審員 - コンスタンチン・アモソフ、アレクサンドル・ザスラフスキー

補充参審員 - T. ガルカ

検事 - ユーリー・シャドリ、国家2等司法官、ソ連邦検事総長主席補佐

専門家:事件調査団長、ソ連邦検事総長主席補佐、国家3等司法官ボチョムキン Yu. A. による1986年9月15日の決定により定められた法・技術委員会メンバー(刑事事件 No. 19、第38巻31-38p.):

- ドルゴフ V.V. - モスクワ物理エネルギー研究所 研究室長、工学準博士
- クルシェリニツキー V.N. - ソ連国家原子力監督委員会第2局長
- マルティノフチェンコ L.N. - クールスク原発南区域監督長
- ミナエフ E.V. - ソ連国家建設委員会附属国家監査総局副局長
- ミハン V.I. - エネルギー技術科学・設計研究所部門長、工学準博士
- ネシュモフ F.S. - ソ連国家建設委員会附属国家監査総局部門長
- ニグマトゥーリン B.I. - 全ソ原発科学研究所部門長、工学博士
- プロツェンコ A.N. - 原子力研究所研究室長 工学博士
- ソロニン V.I. - バウマン記念レーニン勲章受章・労働赤旗勲章受章国立モスクワ工科大学動力機械・設備専門講座教授、工学博士

- ステンボク I. A. - エネルギー技術科学・設計研究所副部門長
- フロモフ V. V. - モスクワ物理・工科大学専門講座長、物理数学博士
- 被告人 - ブリュハノフ V. P. チェルノブイリ原子力発電所長 52 歳
- フォミン N. M. 発電所主任技師 50 歳
- ジャトロフ A. S. 発電所副主任技師 56 歳
- コヴァレンコ A. P. 第 2 原子炉作業部門区長 45 歳
- ラウシュキン Yu. A. チェルノブイリ原発内国家原子力監督委員会監査官
- ロゴシュキン B. V. 原発交代当直班長 53 歳
- 弁護士 - モスクワより 3 名及びキエフより 3 名

・裁判記録、裁判資料類は、公式には今も公開されていない
 今回翻訳した記録は、当時チェルノブイリ原発核安全課副主任だったニコライ・カルパン氏が証人として裁判に出廷した際及び傍聴した際の速記メモ、及び他の関係者の記録などから再構成されたもの。このため一部記録が欠けている部分もある。また、詳細に記録されている部分と、簡略な部分がある。(ロシア語の原文全体を通して目を通すと、途中で表記方法や文体にも違いがある。)

今回の記録以外に「チェルノブイリ裁判」の詳細を知る事の出来る資料は、今のところない。故意に廃棄されていない限り、「官僚国家」だったソ連には、様々な記録書類が残されているので、裁判の正式な記録もモスクワのどこかにあるはず。何らかの形で公開が待たれる。(ここ数年ウクライナでは、様々な資料が公開されつつある。もしウクライナ国内に公文書として残っていれば、公開される可能性も・・・)

裁判の性格について

- ・短期集中の裁判
- ・被告人6名を一度に裁く

印象として—

- ・責任者を速やかに処罰し、事故の幕引きをはかるのが第1の目的
- ・事故原因や事故背景の究明には主眼は置かれていない
- ・カルパン氏も指摘するように、あくまで被告人たちの罪による事故であると結論付けるために開かれた、一定の「シナリオ」どおりの「茶番劇」、「出来レース」の印象
 - 事故炉開発機関の代表たちが鑑定人に含まれている
 - 事故炉運転機関の代表が鑑定人に含まれていない
 - 弁護人は、いずれも論点には踏み込まず、被告人たちの人柄と過去の実績から、情状酌量を求める
 - 被告人の訴える原子炉の不備については、「別に扱われる問題」として、判決内容から排除されている

・被告人全員が、全面的にもしくは概ね起訴内容を否認(原発そのものの不備、規則・マニュアルの不備、権限を与えられていないなどを主張)。ただし、事故を防ぐことが出来なかったことに対しての道義的責任を認めるとの立場。

矛盾点(?)

被告人たち:原子炉がこうした重大事故を起こす可能性を認識することができなかった。
 そもそも大事故は起こらないという認識。

実際、スリーマイル島原発事故の後、ソ連の原子炉ではこうした事故は起こらないと広く喧伝。起訴状及び判決では、被告人たちが、潜在的「爆発危険性のある」企業施設での安全規則義務違反と職務怠慢により被害を生じさせたと断定。「司法技術鑑定により、**RBMK-1000** 型の原子炉及び原子炉プラントは、その運転操業を規定する一連の基準及び規則に違反があった場合、潜在的に爆発危険性のあることが明らかにされている。主要な物理分野専門家たちの情報、政府委員会及び司法技術鑑定人たちの下した事故原因に関する結論は一致するものであり、その科学的根拠付け及び正当性は疑念を呼ぶものではない」

・起訴と判決は、ウクライナ共和国刑法の一連の条項に基づいて行われた。

7月29日判決

全員有罪・実刑判決(ただし、数年で釈放)

ブリュハノフ、フォミン、ジャトロフの3名 矯正労働10年

ロゴシュキン 同5年

コヴァレンコ 同3年

ラウシュキン 同2年

さらに—

1986年7月20日の新聞「プラウダ」ソ連共産党中央委員会政治局における」公式発表:

「重大な被害を伴う事故を招いた、職務上の由々しい誤りと欠陥を犯したこと対し、国家原子力電
電力監視委員会議長クーロフ同志、ソ連電力・電化[動力・電化]省次官シャシャリン同志、中規
模機械製作省第1次官メシコフ同志、科学・設計研究所副所長エメリヤノフ同志が、それぞれ職
務から解任された。同時にこれらの同志は厳しい黨員責任を問われるものである。チェルノブイリ
原発元所長ブリュハノフは、党から除名された。」

ソ連共産党中央委員会付属党統制委員会は、チェルノブイリ原子力発電所における事故に罪を
負う関連省庁の指導的職務にある労働職員たちの責任に関する問題を検討した。ソ連電力省全
ソ生産合同[公団]「ソユズアトムエネルゴ[Soyuzatomenergo]」長官、ソ連共産黨員 ヴェルテンニ
コフ G.A.及びソ連中規模機械製作省総管理局長、ソ連共産黨員 クリコフ E.V.の両名は、原発
の確実な稼働運転を確保するための職務において無責任な対応を示し、管轄下の組織の指導
が不十分なものであったと認められる。両名はまた、人事の職務において深刻な不備と過ちを犯
した。ソ連共産党中央委員会付属党統制委員会は、ヴェルテンニコフ G.A.とクリコフ E.V.の両名
を党から除名した。

「核戦争」(ゴルバチョフ)の戦犯たちを裁く裁判に幕

- ・これ以降、「公の場」でチェルノブイリ事故の真相が論じられたことはない
- ・公式の裁判記録をはじめ、多くの資料、証拠類が闇
- ・「犯罪者」を裁く「裁判」では、真相を背景、根本的原因にまで踏み込んで解明するのは難しい

原発事故は、25年経っても続く「長期戦」

新しい被害、新しい現象、新しい知見が後に出てくる

従来の事件、事故の枠組みでは対応できない(異なるスケール、異なる概念を要求される)

後の検証のために、事故直後からあらゆる証拠、資料を保全し、公の形で後に残すことが重要

超大国「ソ連」は、チェルノブイリ事故後5年で崩壊(社会不安、混乱、経済的負担、政府への信頼の崩壊等)

原発の大事故は、歴史的意味を持つものであり、その資料はあらゆる分野にとって重要